

聖籠町告示第 57 号

聖籠町自立支援協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 30 年 7 月 5 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町自立支援協議会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町自立支援協議会設置要綱（平成 19 年聖籠町告示第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「委員 10 人以内」を「委員 12 人以内」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（委員の任期）

2 この告示の改正により新たに委嘱された委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。